

首題勞働爭議其後ノ狀況左記ノ通

記

一、事業主側

- (イ) 會社ニ於テハ九月三十日爭議前二日分ノ給料ヲ支拂フヘク各職工ニ對シ書面通知ヲ發シタルカ罷業職工ハ何人モ給料ヲ受取リタルモノナシ
- (ロ) 十月一日午後工場ニ於テ重役會議ヲ開催十月二日爭議團側ニ回答スヘキ内容ニ就キ協議シタル結果
- (一) 解雇手當日給ノ一ヶ月分
- (二) 職工全部ニ對シ金二百圓
- (三) 爭議費用金二百圓
- ノ支給スルニトシテ回答案ヲ決定セリ

二、勞働者側

- (イ) 職工側ニ於テハ平常ト変リナク全負本部ニ集合勞働歌ヲ合唱シ或ハ雜談ニ耽ル等特異ノ行動ナカリシカ九月三十日幹部ハ十月二日會社トノ會見當日ノ交渉策戰等ヲ協議スル所アリタルカ何等纏ル所ナク散會セリ

(ロ) 暴行事犯發生

會社ノ態度意外ニ強硬ニシテ爭議解決ノ見込ナク爭議團側ニ於テハ殆ト尽スヘキ手段ナキニ至リ解決ニ焦慮シ居レルカ十月一日左ノ如キ暴行事犯ヲ發生セリ

(A) 十月一日午後九時三十分頃瀧野川町中里九〇番